

ペット事業者賠償責任保険のご案内

安心補償4点セット

- ①ペットをケガさせてしまった場合の損害賠償
- ②ペットが突然死してしまった場合の見舞金補償
- ③ペットが逃げ出してしまった場合の捜索費用補償
- 《NEW》④施設の内外で行われる仕事の遂行に起因する事故の補償

補償概要～保険金をお支払する主な場合～

①会員様の過失により、お客様からお預かりしたペットをケガさせてしまうなどの法律上の損害賠償責任を負担した場合および緊急対応のために要した初期対応費用を補償

	1店舗あたり				全会員様合計
	1事故		保険期間中		保険期間中
	支払限度額	免責金額	縮小支払割合	支払限度額	支払限度額
損害賠償金	100万円	3万円	90%	200万円	1億円
初期対応費用	100万円	なし	90%	200万円	1,000万円
弁護士相談費用	3万円	なし	90%	3万円	なし

●会員様の過失により、ペットがケガをさせた

治療を要する場合、治療費用（実費）、事故発生時の病院搬送に伴う交通費（実費）をお支払い。

●会員様の過失により、死亡させてしまった

同等種のペット再購入費用相当（実際ペットを購入した際の価格ではなく、事故発生時におけるペットショップなどの市場価値にてお支払い）

（注意点）

- 会員様に過失がある場合でも「ケガ」もしくは「食中毒」以外の事故は対象外となります。いわゆる「慰謝料」などの損害は補償対象外となります。
- 「お預かりする前に生じていたケガ」や「病気」により発生した事故は、会員様の過失ではないため、補償対象外となります。

（初期対応費用について）

会員様が事故の緊急対応のために事故の発生・拡大防止または事故による損害賠償解決に必要なかつ有益と引受保険会社が同意する以下の費用を対象といたします。①事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用②事故現場の取り片付け費用③被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用④通信費⑤事故が他人の身体の障害である場合において、被害者に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用。ただし、1事故において被害者1名につき保険証券の「身体障害見舞費用支払限度額」欄記載の額を限度とします。⑥書面による当会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用⑦その他アからカまでに準ずる費用。ただし、他人の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。

②会員様の過失に過失はないが、お客様からお預かりしたペット（犬と猫に限定）が、突然死したことにより、慣習として会員様がお支払される見舞金を補償

支払限度額

1匹あたり	1事故あたり
5万円限度	30万限度

（注）①との重複支払はありません。

見舞金の額は定額ではなく、ご負担された実費（1匹あたり5万円限度）となります。

また事故のご請求時には「獣医師の診断書」および「死体確認書」のご提出が必要となります

③お客様がお預かりしたペット（犬と猫に限定）が、逃げ出して行方不明となった場合の搜索費用を補償

1事故あたり

縮小支払割合

10万円限度

90%

搜索にともなう費用を補償いたします

●探偵などの外注費（実費） ●チラシなどの作成費（実費）

※事故ご請求時には警察や保健所などの公的機関への届出が必要となります。
なお、上記以外の費用については、別途ご相談ください。

④施設の欠陥や施設の内外で行われる仕事の遂行に起因する事故

支払限度額

免責金額

1,000万円

なし

●来店中のお客様が施設内で滑ってケガをした

●誤ってコーヒーをこぼし、お客様の洋服を汚してしまつた

※被保険者が法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります

※お客様からお預かりしているペットのケガについては、①で補償対象とし④では対象外となります。

事故が発生した場合のお手続き

【事故受付専用ダイヤル】あんしん110 事故受付センター

0120-119-110（無料） 【受付時間】365日 24時間

<ご注意点> 上記ダイヤルでは、事故受付のみの対応となります。

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払することがありますので、ご注意ください。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

【ご注意事項】

この内容は、「受託者賠償責任保険」「施設賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「受託者賠償責任保険」パンフレットをご覧ください。詳しくは普通保険約款・特別約款・特約集をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店・または引受保険会社までお問合わせください。

この保険は日本ペットサロン協会を保険契約者としサロン協会会員を被保険者とする「受託者賠償責任保険」「施設賠償責任保険」です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日本ペットサロン協会が有します。

この保険は日本ペットサロン協会の会員が全員付保される保険です。

保険期間：2019/06/01～2020/05/31 募集期間：2019/05/25 〆切 以降 毎月25日〆切 翌月1日加入とする

お問合せ先

【問い合わせ先・取扱代理店】

アニコム フロンティア株式会社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39F

TEL:03-5348-3790 FAX : 03-5348-3955 (平日9:00~18:00)

【提携代理店】

株式会社中央保険センター

〒103-0015

東京都中央区日本橋蛸殻町1-36-2 共和ビル5F

TEL:03-5614-6771 FAX:03-5614-6772 (平日9:00~17:30)

【幹事会社】

東京海上日動火災保険株式会社

東京中央支店 専業第三チーム

〒108-6111 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟 11F

TEL:03-5781-6590 FAX : 03-5781-6592 (平日9:00~17:00)

【共同引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社